

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十号

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第三十六条」を「第三十六条第一号」に、「指定居宅サービス事業者」を「同条第二号に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス業者」に改める。

### 別記様式第七号中

⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況  
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）

⑨ 現在の障害福祉サービス等の利用状況  
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）

改める。

別記様式第十号 中	「指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者」	や	「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス業者」	に
--------------	-----------------------------	---	--	---

「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者」

「職員は、指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。」

「職員は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。」

「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス業者」	に	「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス業者」	に
--	---	--	---



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。